

議案第 1 2 6 号

前橋市選挙公報の発行に関する条例の改正について

令和元年 1 1 月 2 8 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

前橋市選挙公報の発行に関する条例（平成 1 5 年前橋市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「記載してはならない」を「記載し、又は記録してはならない」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙から適用する。